

自由民主党 御中

抗 議 声 明

報道によると、自民党「小口金融市場に関する小委員会」は、貸金業法を大幅に緩和する改正案をまとめたとのことである。具体的には、①上限金利規制の緩和（上限を年率30%とする利息制限法及び出資法の改正）、②総量規制の撤廃（貸金業法の改正）、③クレジットカウンセリング制度の強化（貸金業法の改正）、④ヤミ金融業者の摘発強化と適正業者の育成（貸金業法及び割賦販売法）の4点について了承されたとのことである。

現行貸金業法は、高金利・過剰融資・過酷な取立など「サラ金三悪」による多重債務被害を防止するために、高金利の引き下げ・過剰融資規制を柱とした法律であり、国民的世論を受けて自民党政権下において平成18年12月に国会で全会一致で成立した法律である。その後、官民挙げての多重債務者救済の取り組みと相俟って、同法は完全施行されるに至ったが、自己破産者や多重債務者の減少など所期の目的を順調に果たしている。ヤミ金融被害も増加していない。

自民党小委員会の改正案は、この貸金業法を改悪するばかりか、わが国に明治時代から長年定着してきた民事上の暴利規制である利息制限法まで緩和しようとしている。これでは、ヤミ金の合法化であり、高利貸金業者の跋扈を再び許すこととなる。そもそも利息制限法の制限金利は年率15～20%であり、昨今の超低金利社会においては、かかる制限金利ですら私たちは高金利であり、更なる引き下げが必要であると訴え続けてきたところである。このような改悪を国政に責任のある自民党が認めてはならない。

今般の改正案は、平成18年の貸金業法成立に対して、貸金業界擁護の論陣をはった一部の議員の主導によるものであると信じたい。自民党の良識として何らの立法事実も見出せない「改正案」は全党的議論に値しないものとして早期に破棄されなければならない。

当協議会は、多重債務被害の予防と救済に取り組んできた。貴党のごく一部の議員とはいえ、時代錯誤の高利貸し擁護の議論がなされていることに強く抗議するとともに、かような動きの早期撤回を強く求めここに抗議する。

2012（平成24）年5月30日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 木村 達也